

平成 30 年北海道胆振東部地震に被災された方へ

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された方については、日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用への申請が可能ですのでお知らせします。

希望される場合は、以下の問い合わせ先まで申し出て下さい。

(学内掲示板でも同様のお知らせを掲示しています)

○日本学生支援機構奨学金 緊急・応急採用（貸与型）

災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の申請を受け付けています。

【災害救助法の適用地域】

北海道 【札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、石狩郡、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、瀬棚郡、久遠郡、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、空知郡、夕張郡、樺戸郡、雨竜郡、上川郡、勇払郡、中川郡、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡、有珠郡、白老郡、沙流郡、新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、日高郡、河東郡、河西郡、広尾郡、足寄郡、十勝郡、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、標津郡、目梨郡】

*詳しい対象地域は学生生活課で確認してください。

※上記近隣地域で、同等の災害に遭った世帯の学生及び上記勤務地に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取扱います。

- (1) 対象者：本災害により家計が急変し、奨学金を希望する者
- (2) 申込方法：学生生活課学生支援係で募集要項受領の上、同係へ申請
- (3) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（有利子）

平成 30 年 9 月 12 日

本件に関する問い合わせ窓口

学生生活課学生支援係（大学院 F 棟 1 階）

電話：0742-20-3550